④　平成28年熊本地震の復旧に係る工事に限り、一の企業が九州地方整備局管内において結成する地域維持型建設共同企業体は１つの組み合わせによるものとする。ただし、工事種別を異にしているとき等は、この限りではない。

⑤　中小企業等協同組合法による事業協同組合でないこと。

⑵　構成員の技術的要件　地域維持型建設共同企業体の構成員は、平成28年12月１日において次の条件を満たすものとする。

①　平成13年度以降に、元請けとして次に掲げる【①】ア）及び【②】イ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（地域維持型建設共同企業体は除く。）。）

【①】代表者

ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）55㎡以上であること。

（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）55㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）

【②】代表者以外の構成員

イ）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）40㎡以上であること。

（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）40㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）

なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

②　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が３年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が３年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員で、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めない。

④　代表者以外の構成員について、１者以上は発注工事に対応する建設業法の許可業種の許可を受けている本店が大分県内にあること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　地域維持型建設共同企業体の代表者は、土木工事業の許可を有する者の中から、構成員において決定されたものとする。

⑸　地域維持型建設共同企業体の協定　地域維持型建設共同企業体の協定書は、「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）（別添１）」とする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（上記６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、地域維持型建設共同企業体としての資格が認定されるためには、上記６⑴①の認定を受けていない構成員が上記６⑴①の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、当該工事に係る選定の時までに地域維持型建設共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

8　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書（様式２又は様式３）」により通知する。

9　資格の有効期間

地域維持型建設共同企業体としての資格の認定の日から平成29年３月31日を原則とする。

10　その他

⑴　地域維持型建設共同企業体の名称は、「○○・○○地域維持型建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に地域維持型建設共同企業体として参加するためには、選定の時において、地域維持型建設共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の認定及び一次審査結果の通知を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成29年度において国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（別記１の発注機関）の競争参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。なお、既に有効期間を残す資格を有する者は本公示に基づく資格審査を受ける必要はない。

平成 28 年 11 月 16 日

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構

理事長　井邊　時雄

◎調達機関番号　607　◎所在地番号　08

1　契約の種類及び業種の区分

［掲載順序　契約の種類　業種の区分］

⑴　建設工事契約　土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事

⑵　測量・建設コンサルタント等契約　測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他

⑶　物品の製造契約　衣服・その他繊維製品類、ゴム・皮革・プラスチック製品類、窯業・土石製品類、非鉄金属・金属製品類、フォーム印刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、船舶類、燃料類、家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医薬品・医療用品類、事務用品類、土木・建設・建築材料、その他

⑷　物品の販売契約　物品の製造契約の業種区分に同じ。

⑸　役務の提供等契約　広告・宣伝、写真・製図、調査・研究、情報処理、翻訳・通訳・速記、ソフトウェア開発、会場等の借り上げ、賃貸借、建物管理等各種保守管理、運送、車両整備、船舶整備、電子出版、その他

⑹　物品の買受け契約　立木竹、その他

2　申請の時期　随時に受け付けるが、資格の付与が希望する入札に間に合わない場合がある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、農研機構ホームページから入手することができる。http://www.naro.affrc.go.jp/supply/screening/index.html（農研機構）

⑵　申請書の提出方法　申請を行う者は、申請書に次の書類を添付し、別記２に掲げる申請書の提出場所へ提出すること。

①　建設工事契約の申請を行う場合

ア　工事経歴書
イ　営業所一覧表
ウ　総合評定値通知書の写し
エ　業態調書（管工事を希望する場合）
オ　納税証明書の写し
カ　共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
キ　共同企業体調書（共同企業体として申請する場合）

②　測量・建設コンサルタント等契約の申請を行う場合

ア　測量等実績調書
イ　技術者経歴書
ウ　営業所一覧表
エ　財務諸表類
オ　登記簿謄本（法人の場合）
カ　登録証明書等
キ　納税証明書の写し

③　物品の製造等契約、物品の販売契約、役務の提供等契約、物品の買受け契約の申請を行う場合

ア　登記簿謄本（法人の場合）
イ　財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）
ウ　営業経歴書
エ　納税証明書の写し